

令和5年度第1回浦安市国民健康保険運営協議会議事録

1 **開催日時** 令和5年8月22日（火） 午後1時30分～午後2時50分

2 **開催場所** 市役所10階 協働会議室

3 **出席者**

(委員)

石川正純会長、大村洋子副会長、高橋康史委員、佐藤悦子委員、針木悦子委員、高須雄一委員、小田誠委員、高梨賢一委員、浅井一委員 全9名

※田中靖祥委員は欠席

(事務局)

内田健康こども部長、吉泉健康こども部次長、村山国保年金課長、佐藤国保年金課課長補佐、醍醐国保年金課保険税係長、高橋国保年金課給付係長

4 **議 題**

諮問事項

(1) 令和6年度浦安市国民健康保険税率・税額の見直しについて

協議事項

(1) 令和4年度浦安市国民健康保険特別会計決算(案)及び事業概要について

報告事項

(1) 浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(専決処分)

(2) 一般被保険者療養給付費における増額補正について(専決処分)

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

(4) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について

(5) 浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の概要について

(6) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定予定について

5 議事の概要

諮問事項

(1) 令和6年度浦安市国民健康保険税率・税額の見直しについて

決算補填目的の法定外繰入の削減を図るため、令和6年度より、後期高齢者支援金分及び介護納付金分について改正を行う案を事務局より説明した。

税率改正(案)に関しては、物価高騰等の社会情勢を踏まえ、被保険者の生活への影響に配慮しつつ、令和12年度の赤字解消を目指し、保険税率・税額を定期的に見直すこととし、約1億円の保険税収増につながる案が提示された。また、赤字解消に向けては、保険税収納率の向上、医療費適正化の取組等にも引き続き努めていくことについて、事務局から説明があった。

本議題については、委員から事務局に対する質疑応答などを行った上で、出席した全委員が税率改正(案)に賛成した。

協議事項

(1) 令和4年度浦安市国民健康保険特別会計決算(案)及び事業概要について

令和4年度浦安市国民健康保険特別会計の決算(案)及び令和4年度に実施した事業について、事務局より概要を説明した。

本議題について、委員からの質疑・意見はなかった。

報告事項

(1) 浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (専決処分)

令和5年3月31日に「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布され、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額分の限度額が引上げられたことに伴い、「浦安市国民健康保険税条例」の一部を改正する必要性が生じた。

この条例改正について、令和5年4月1日から施行するためにやむを得ず専決処分により改正を行ったことについて、事務局より概要を説明した。

本議題について、委員からの質疑・意見はなかった。

(2) 一般被保険者療養給付費における増額補正について(専決処分)

一般被保険者療養給付費の支払いについて、令和5年3月に予算に不足が生じ、支払いのためにやむを得ず、不足する8,900万円全額を専決処分により増額補正したことについて、事務局より概要を説明した。

本議題について、委員からの質疑・意見はなかった。

- (3) **新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について**
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した被保険者の国民健康保険税について、国が定める基準に基づき、減免を実施した。

実施状況の報告として、減免制度の概要及び適用期間、減免実績などを事務局より説明した。

本議題について、委員からの質疑・意見はなかった。

- (4) **新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について**

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の感染が疑われる症状があったために休業した場合に支給する「傷病手当金」について、制度の概要及び令和5年5月8日以降の感染等による休業については対象とならないことを事務局より説明した。

本議題について、委員からの質疑・意見はなかった。

- (5) **浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の概要について**

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月19日に公布され、子育て世帯の負担軽減等の観点から、産前産後期間における国民健康保険税を免除する措置が講じられた。

この法改正を受け、「浦安市国民健康保険税条例」についても同様の減免措置を行うための条例改正を予定している旨と予定している改正の内容について、事務局より説明した。

- (6) **第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定予定について**

令和5年度中に策定予定の「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」について、計画の概要や計画期間、計画策定に向けたスケジュールなどについて、事務局より説明した。

6 傍聴

傍聴者：3名

7 会議経過（主な質疑）

市長から、浦安市国民健康保険運営協議会に対する諮問を行うに当たり、会議冒頭に、市長代理の内田健康こども部長より石川会長に諮問書が手渡された。

その後、事務局から各議題についての説明を行い、審議を行った。

各議題に関する委員からの質疑及び意見の概要は、次のとおりである。

諮問事項

(1) 令和6年度浦安市国民健康保険税率・税額の見直しについて

・委員

資料を拝見したが、かなりの増税となる。若い年齢層の方でも結構な負担増となる。生活費全般が上がっている現状では、案として提示された1億円増収に必要な税額引上げでも支払いは大変。参考として提示された赤字相当額の6億円などもってのほか。

資料にはモデルケースとしていろいろな年齢層、所得の世帯での負担の変化が示されているが、全般的に生活に厳しい内容である。

ただし、国民健康保険が赤字状態となっているのも事実、そうすると税率・税額を変更するとともに、ご説明いただいたジェネリック医薬品への切り替えなどの医療費抑制策についても引き続き取り組んでいかないといけないだろう。

税率について1点お伺いしたいこととしては、保険税の内訳のうち、均等割と平等割が近隣市の水準と乖離して、かなり高くなっている点である。

一方で、所得割は低い水準となっているが、ベースに当たる均等割と平等割が高く設定されているのは、国保の被保険者に占める割合が高い低所得層にとって厳しい環境なのではないか。

均等割と平等割が近隣他市と比べても高くなっているのは何故なのか。

・事務局

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、千葉県全体の医療費の見込みを立てた上で、市町村ごとの医療費水準や所得水準などに応じた納付金の額を決定するとともに、納付金の支払い額などに応じた標準保険料率を算定・公表している。

浦安市の地域特性から、どうしても納付金の額と標準保険料率が高くなる傾向がある。

そうした状況の中で、どのような形で赤字を削減していくかを考えたときに、均等割と所得割については7割・5割・2割の軽減措置もあるので、所得の少ない方にはそうした軽減措置の適用が図られることも考慮して、保険税の税額・税率を設定している。

今回の提案についても、このような考えに基づいて案を作成した。

・委員

今回の税率改正案については、妥当な提案であると考えている。

課題の本質は、国民健康保険制度の運営に関して、被保険者以外の住民にも負担が発生している点について説明が難しいこと。

資料によると赤字解消は令和12年度の予定とのことで、解消までどのように赤字解消を進めていくか、この収支の見込み・推移も併せて提示いただけると、現状の深刻さというか、税率の見直しに納得感が得られるのではないかと。

やはり、被保険者以外の住民負担を強いている現状というのは、改善されるべきであると考えている。

・事務局

コロナ禍の影響による受診控えの影響もあり、今後の医療費の動向を見込むことが難しく、今後の収支見通しについては、事務局としても検討したのだが、今回は具体的に示すことができなかった。

ご指摘のとおり、被保険者以外の負担が発生している点については、保険税率の見直しだけでなく、収納率の向上、保健事業などを通じた医療費抑制にも努めることをセットで行った上で、解消のために足りない分の負担をお願いするという趣旨で、今回の税率見直しを提案させていただいた。

・事務局

令和12年度の赤字解消を目途としながら、物価上昇等を考慮して、今回1億円に相当する歳入増に必要な税率の見直しを提案させていただいている。

委員からご提案のあった、令和12年度の赤字解消までのシミュレーションについては、今後、市として示せるようにしたい。

現状では具体的なシミュレーションを提示することはできていないが、取組の方向としては、市と委員との間で意見が異なっている点はないと思うので、ご了承の程をお願いしたい。

・委員

税率改正案の内容については、妥当であると考えている。

国民健康保険の運用について赤字が発生している現状では、社会保険に加入している市民も含めて負担した税金で、国保被保険者の負担すべき支出を補填していることになる。

これは、潤沢な財政に支えられて国民健康保険の被保険者の負担を軽減してきたのだが、近年では県の指導もあって赤字解消を目指さないといけないという状況になったということだと認識している。

ある意味、本来国保の被保険者が負担すべき部分を市が負担してきたともいえるが、このことを被保険者は十分に認識しているか。本来ならこれ位払う必要があるところをこれくらいの負担で済んでいるということについて、被保険者の認識と実態に乖離があるのではないか。

税率を引き上げるということになると反発があると思うので、現状としては被保険者に代わって市が負担している部分があることを被保険者以外の市民も含め、広く周知していくことが必要だと考える。

被保険者に向けた実態の周知を、市としてはどのように実施しているのか。

・事務局

委員がおっしゃるとおり、市民に浸透するところまで国民健康保険制度の現状に関する周知を図ることができなかったという点は反省すべき点である。今回の税率の見直しに伴って、あらゆる手段を活用して、今回の税率改正だけではなく、赤字部分を含め、国民健康保険制度の運営状況について積極的に広報し、周知を図っていきたい。

・委員

国民健康保険制度については、社会保険の被保険者も含め、お互いに広く知っておくべき事項だと思うので、周知をお願いしたい。

・委員

参考として提示された赤字解消を想定した6億円の税収増に必要な引上げを行った場合、基礎年金のほぼ全額を保険税の支払いに充てなくてはならないような額となる。それは現実的ではない。

よって、現在の社会情勢においては、提示された税率改正案程度の引上げ幅とするのが適当だと思う。

現状、生鮮食料品だけではなく、生活費全体が大幅に値上げされている。

すべての生活費がここまで大幅に値上げされたことは、これまでなかったのではないか。

社会情勢からも、一挙に国民健康保険税を引き上げることは市民の賛同を得られないため、今回の改正案で提示された引上げ幅が妥当だと思う。

・議 長

色々なご意見があつたが、時間も限りがあるので、ここで委員の皆様にお諮りする。

浦安市国民健康保険条例施行規則第9条においては、協議会の「議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とされている。

「令和6年度浦安市国民健康保険税率・税額の見直しについて」については、案のとおり承認することとして、よろしいか。

委員の皆様の賛否をお伺いしたいので、賛成の委員は挙手していただきたい。

(出席委員、全員が挙手)

・議 長

全員一致で賛成していただいたので、令和6年度国民健康保険税の税率等の改正について、当運営協議会としては案のとおり承認することと決した。

諮問事項に対する委員からのご意見及び審議結果については、答申書としてまとめ、市長に提出する。

答申書(案)の作成については会長に一任いただき、案の完成後、委員の皆様にご確認いただくということで、ご了解いただきたい。

協議事項

- (1) 令和4年度浦安市国民健康保険特別会計決算(案)及び事業概要について
意見なし

報告事項

- (1) 浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決処分)
意見なし
- (2) 一般被保険者療養給付費における増額補正について(専決処分)
意見なし
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について
意見なし
- (4) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給
について
意見なし
- (5) 浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の概要について
意見なし
- (6) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定予定に
ついて
意見なし

議事終了後、委員から自由意見を述べる時間を設けた。委員からの発言は以下のとおりである。

・委員

今後、新型コロナウイルス感染症の治療薬が全額公費負担から保険適用となり、10月から窓口での自己負担が発生する。簡単に申し上げると、飲み薬で8万円から10万円の価格となるので、負担割合によるが、3割負担で約3万円程度の患者負担が生じる見込みとなる。

一方、新型コロナウイルスワクチンの接種費用については、1回3～4千円の窓口負担となる。

病気にかかってから治療を受けるだけでなく、データヘルス計画もそういう趣旨だと思うのだが、病気の予防にも配慮をいただきたい。

・委員

予防医療という観点では、各事業者の職場で従業員の受診機会が増えるように、啓発を進めていきたいと考えている。

・委員

不安なのは、子どもの医療費無料の範囲が広がり、中学生まで窓口負担が無料となる。このことで市の財政負担が増えるのではないかとということ。

また、高齢者の人数が多くなり、今後ますます、在宅で医療を受けられる方が増えてくるだろうと考えている。すると医療費にも影響があるのかという点が分からない。在宅と入院でどの程度医療費が違うのか。

あと、コロナワクチンの接種人数が減っていく中で、市としては引き続き接種に取り組んでいくということだが、ワクチンの確保についてはどのようにしているのか。

・事務局

コロナワクチンの接種について申し上げますと、現在は春接種ということで65歳以下の方を対象に接種を行っている。今後、秋接種ということで、生後6か月以降の方全員を対象に接種をご案内する。

これが無料での接種としては最後になるかと思うが、接種率としては減少傾向にあるものの、市としては6割以上の方に接種いただきたいということで、ワクチンの確保にも努めている。

・事務局

在宅で受けたとしても保険適用される療養であれば、保険給付の対象となる。

・委員

在宅での治療についても保険適用となることは理解しているが、治療の内容などが変わってどちらが高額になるのか、という疑問がある。

・事務局

ご質問のあった在宅と入院でどの程度医療費が変わるのかという点については、資料がなく詳細をご説明することが難しい。

ただ、社会情勢としても診療報酬上の取扱いとしても、長期の入院はだんだんと難しくなっており、今後は一層、在宅医療が増加していくのではないかと。

(午後2時50分 終了)

問い合わせ先 健康こども部国保年金課給付係 担当：高橋
(電話 047-712-6829(ダイヤルイン))